

## 消費者被害等の注意喚起ちらし「よこはまくらしナビ」の 資料送付について

### 1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「よこはまくらしナビ」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりましたが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、当面の間は各自治会長様への資料送付として1部ずつ配布させていただきたく、お願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

### 2 送付するちらし

「よこはまくらしナビ」A4判1ページ（月刊・毎月25日発行）

### 3 スケジュール

- ・毎月下旬に配送ルートにて送付物を配付

(お問合せ・連絡先)

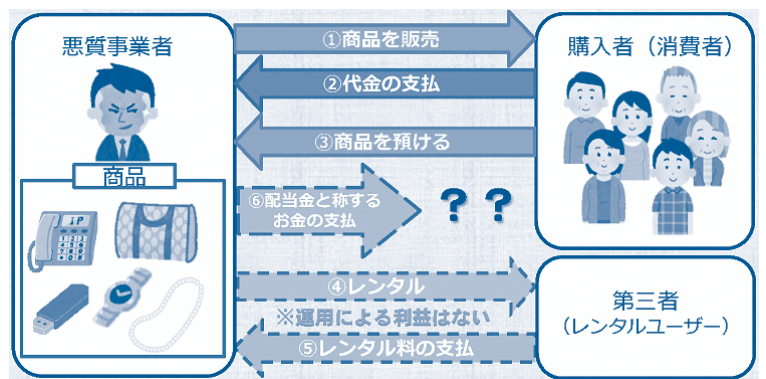
横浜市経済局消費経済課 松崎・蔦井

電話 045-671-2584 Fax 045-664-9533

## 悪質な「販売預託商法」による トラブルにご注意下さい！

「販売預託商法」とは、販売と同時に商品を預かり、第三者に貸し出した運用利益を還元すると告げて、高額な商品を消費者に購入させる商法です。

- おいしい話はうのみにしてはいけません。
- 必ずもうかる、楽しんで稼げることはありません。
- 少しでも不安があれば、はっきりと断りましょう。
- 家族など周囲の人の意見もよく聞いて。



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索